○犯罪被害者支援活動実施要領

平成 20 年２月 29 日

務　第　４８７　号

警　察　本　部　長

犯罪被害者支援活動実施要領の制定について（通達）

事件又は事故の被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）は、事件又は事故による直接的な被害ばかりではなく、その結果生じた精神的又は経済的な二次的被害を抱えて苦しんでいる現状にある。

このため、被害者等への適時適切な対応により、特に深刻な精神的又は経済的な負担を軽減させ、一刻も早く被害者等が被害にあう前の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、犯罪被害者支援活動実施要領（平成 12 年埼例規第 32 号・刑総・地）の全部を別添のとおり改正し、平成 20 年３月１日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者支援活動実施要領

第１　趣旨

この要領は、身体犯、重大な交通事故事件等の被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)　犯罪被害者支援活動　被害者支援、被害者連絡及び被害者訪問をいう。

(2)　被害者支援　被害者等に対して、犯罪の被害にあった直後から行う支援活動をいう。

(3)　被害者連絡　被害者等に対して、面接、電話等の方法により、捜査状況、被疑者の検挙状況、被疑者の処分状況等に関して連絡する支援活動をいう。

(4)　被害者訪問　被害者等を訪問し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導及び各種相談を行う支援活動をいう。

(5)　身体犯　次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

ア　殺人罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 199 条の罪であり、未遂を含む。）

イ　強盗致死傷罪（刑法第 240 条の罪であり、未遂を含む。）

ウ　強盗・強制性交等罪及び同致死罪（刑法第 241 条の罪であり、未遂を含む。）

エ　強制性交等罪（刑法第 177 条の罪であり、未遂を含む。）

オ　強制わいせつ罪（刑法第 176 条の罪であり、未遂を含む。）

カ　準強制わいせつ罪・準強制性交等罪（刑法第 178 条の罪であり、未遂を含む。）

キ　監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第 179 条の罪であり、未遂を含む。）

ク　強制わいせつ等致死傷罪（刑法第 181 条の罪）

ケ　未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224 条の罪であり、未遂を含む。）

コ　営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の罪であり、未遂を含む。）

サ　身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の２の罪であり、未遂を含む。）

シ　所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226 条の罪であり、未遂を含む。）

ス　人身売買罪（刑法第 226 条の２の罪であり、未遂を含む。）

セ　逮捕及び監禁罪（刑法第 220 条の罪）

ソ　逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条の罪）

タ　傷害致死罪（刑法第205条の罪）

チ　傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの

ツ　その他致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの（第２(6)の重大な交通事故事件を除く。）

(6)　重大な交通事故事件　次に掲げる交通事故事件をいう。

ア　死亡ひき逃げ事件

車両等の交通による人の死亡があった場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第１項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

イ　ひき逃げ事件

車両等の交通による人の傷害があった場合において、道路交通法第72条第１項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

ウ　交通死亡事故等

前記アのほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び前記イのほか人が全治３か月以上の傷害を負った事故

エ　危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第２条、第３条及び第６条の罪）に該当する事件

(7)　精神的又は身体的被害の大きな事件等　前記(5)及び(6)以外で、社会的反響、規模又は被害者等の精神的若しくは身体的被害が大きいことから、犯罪被害者支援活動を行う必要があると第３の１の総括責任者が認めた事件、事故又は事案をいう。

第３　実施体制等

１　実施体制

本業務の円滑な運営を図るため、次表のとおり総括責任者等を置くものとする。

所　属	総括責任者	運用責任者	実　施　責　任　者
地域部鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）	隊長	副隊長	隊長補佐（鉄道警察・特務・指導）及び埼玉県警察鉄道警察隊に関する訓令（昭和62年埼玉県警察本部訓令第６号）第６条に規定する当務係長（当直

			時の被害者支援活動に係るものに限る。）
交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）	隊長	副隊長	隊長補佐（指導・事件管理）及び埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成４年埼玉県警察本部訓令第29号）第８条に規定する当直主任（当直時の被害者支援活動に係るものに限る。）
警察署	署長	副署長	留置管理課及び会計課を除く各課長（課長が配置されていないときは係長）及び埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第32条に規定する総括管理者

２　任務

(1)　総括責任者は、犯罪被害者支援活動の運用に関する総括的な指揮に当たるものとする。

(2)　運用責任者は、総括責任者の命を受け、犯罪被害者支援活動の運用に関する所属と関係機関団体との調整及び職員に対する犯罪被害者支援活動に関する指導教養に当たるものとする。

(3)　実施責任者は、総括責任者の命を受け、犯罪被害者支援活動に関する指揮及び指導教養に当たるものとする。

第４　交通事故被害者連絡調整官

交通事故の被害者又はその親族に対する被害者連絡について組織的かつ斉一な対応を確保するとともに、交通事故の被害者又はその親族の心情に配意した犯罪被害者支援活動を適切に実施するため、交通部交通捜査課に交通事故被害者連絡調整官を置くものとする。

なお、交通事故被害者連絡調整官の任務等は、別に定める。

第５　被害者支援

１　支援対象者

被害者支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、身体犯、重大な交通事故事件及び精神的又は身体的被害の大きな事件等（以下「対象事件等」という。）の被害者等とする。

２　支援要員の指定

総括責任者は、対象事件等の内容及び被害者等の要望に即した適切な被害者支援を行うため、別に示す支援要員の指定基準により、被害者等の心理、被害者支援等に関する知識、技能及び経験等を考慮して適任者と認められる者を被害者支援要員（以下「支援要員」という。）としてあらかじめ指定するものとする。

また、支援要員を指定した場合は、埼玉県警察情報管理システムによる被害者支援情報管理業務実施要領（平成20年務第488号）に規定する被害者支援情報管理業務（以下「被害者支援システム」という。）に登録することにより警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に報告するものとする。

3　支援要員の任務

支援要員は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1)　被害状況の聴取又はその補助

(2)　被害届、供述調書等の書類作成又はその補助

(3)　証拠資料の採取、押収、還付等の手続に伴う補助又は支援対象者の付添い

(4)　実況見分若しくは検証に伴う補助又は支援対象者の付添い

(5)　病院の手配及び医師との連携又はそれらの補助

(6)　支援対象者の家族等への連絡

(7)　カウンセリング、被害者連絡及び被害者訪問の要否の確認又はそれらの補助

(8)　犯罪被害者支援活動（犯罪被害給付制度に係るものを含む。）に関するパンフレット等の交付

(9)　自宅等への送迎又はその補助

(10)　相談への対応又はその補助

(11)　捜査手続及び各種書類作成の趣旨説明

(12)　その他必要と認める被害者支援

4　支援活動担当者の指定

鉄警隊若しくは高速隊の実施責任者又は警察署の事件主管課の実施責任者（以下これらを「事件主管課実施責任者等」という。）は、対象事件等を認知した場合は、支援要員の中から当該対象事件等に係る被害者支援の担当者（以下「支援活動担当者」という。）を指定し、これを行わせるものとする。この場合において、支援対象者の意向を確認の上、支援活動担当者の性別等について可能な限り配慮して指定するものとする。

5　実施結果の登録

支援活動担当者は、前記３に定める支援活動を実施した場合は、その都度、被害者支援システムに実施結果を登録するものとする。

6　被害者支援の期間

被害者支援は、被疑者の起訴、不起訴等の処分が確定するまで実施するものとする。ただし、被害者から裁判所等への付添いの要望があったなどの理由による延長又は第８による中止の必要があると総括責任者が認めた場合は、総括責任者が指示した期間延長し、又は中止することができる。

第６　被害者連絡

1　連絡対象者

被害者連絡の対象者（以下「連絡対象者」という。）は、支援対象者（少年の場合は、原則としてその保護者）とする。

2　連絡担当者の指定

事件主管課実施責任者等は、対象事件等を認知したときは、当該対象事件等の捜査に携わる捜査員の中から被害者連絡の担当者（以下「連絡担当者」という。）を指定するものとする。この場合において、事件主管課実施責任者等は、連絡対象者ごとに指定した連絡担当者について被害者支援システムに登録し、管理すること。

3　実施内容及び時期

被害者連絡は、連絡対象者の意向に沿って、次の事項について行うものとする。

(1)　捜査状況（被疑者検挙まで）

ア　被害者が死亡した身体犯の場合

被害申告受理後おおむね１か月、２か月、６か月及び１年を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、原則として、少なくとも１年に１回連絡するものとする。

イ　前記ア以外の身体犯の場合

被害申告受理後おおむね２か月を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、被害者等の意向、事案の内容等を勘案して、連絡するものとする。

ウ　重大な交通事故事件の場合

(ｱ)　死亡ひき逃げ事件

事件の認知後おおむね２週間、２か月、６か月及び１年を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、原則として、少なくとも１年に１回連絡するものとする。

(ｲ)　ひき逃げ事件

事件の認知後おおむね２週間を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、被害者等の意向、事案の内容等を勘案して、連絡するものとする。

(ｳ)　交通死亡事故等及び危険運転致死傷に該当する事件

事件の認知後おおむね１か月を経過した時点で被疑者を送致していない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、被害者等の意向、事案の内容等を勘案して、連絡するものとする。

(2)　被疑者の検挙状況

ア　逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合（被疑者を身柄拘束中に余罪として送致した場合を含む。）は、速やかにその旨及び当該被疑者の人定その他必要と認められる事項（以下「人定等」という。）を連絡すること。ただし、否認事件又はいまだ逮捕されていない被疑者のいる共犯事件において、逮捕後速やかに連絡することが捜査に支障を来すおそれがあるときは、当該支障を来すおそれがなくなったと認められる段階で、連絡するものとする。

なお、被疑者を送致前に釈放したときは釈放後速やかにその旨及び理由を、被疑者が勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）されなかったときは釈放後速やかにその旨を連絡するものとする。

イ　在宅送致の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、速やかにその旨、当該被疑者の人定等及び送致先検察庁を連絡するものとする。

また、被疑者を逮捕したが、その後釈放し在宅で送致したときは、速やかにその旨及び送致先検察庁を連絡するものとする。

ウ　少年事件の場合

被疑者が少年である場合、連絡対象者に被疑少年の人定等を連絡することにより、当該被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、当該被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を連絡対象者に連絡した場合、速やかに当該被疑少年の保護者に対して、当該被疑少年又はその保護者の人定等を連絡対象者に教示した旨を連絡するものとする。

エ　触法少年事案の場合

触法少年に対し、児童相談所への送致又は通告を行った場合は、速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定等を連絡するものとする。この場合、速やかに当該触法少年の保護者に対して当該保護者の人定等を連絡対象者に教示した旨を連絡するものとする。

(3)　逮捕被疑者の処分状況

逮捕被疑者の勾留期間が満了したときは速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）その他必要と認める事項を、被疑者が起訴されたときは公訴提起先裁判所その他必要と認める事項をそれぞれ連絡するものとする。ただし、被疑者が少年である場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁又は送致先家庭裁判所を連絡するものとする。

4　実施結果の報告

(1)　経過票の作成

連絡担当者は、被害者連絡を実施した都度、被害者支援システムに実施結果を登録し、作成した被害者連絡経過票（別記様式第１号。以下「経過票」という。）により事件主管課実施責任者等に報告するものとする。この場合において、５(1)に該当するなどして被

害者連絡の実施が適当でないと認められるときであっても、その理由等を内容とする登録を行い、同様に取り扱うこと。

(2)　被害者連絡状況の管理

事件主管課実施責任者等は、被害者連絡継続中の対象事件等について、四半期に１回、その被害者連絡状況を確認し、当該四半期経過後 10 日以内に被害者連絡管理簿（別記様式第２号）により総括責任者に報告するものとする。

5　留意事項

(1)　被害者等及びその関係者の素行、言動等により、被害者等又はその関係者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、被害者連絡を行うことが適当でないと認められる場合は、被害者連絡は行わないものとする。

(2)　被害者連絡に際し、事後の賠償及び民事訴訟を踏まえ言動に十分留意すること。

(3)　連絡対象者に対し、被疑者（触法少年を含む。）及びその家族のプライバシーの保護についての理解を求め、後日紛議が生じないよう配意すること。

(4)　被疑者が少年である場合は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の趣旨を説明し、触法少年であるときは併せて刑法第 41 条に規定する犯罪の不成立等について説明し、少年の健全育成についての十分な配意を行うものとする。

(5)　事件捜査を担当する鉄警隊、高速隊又は警察署（以下これらを「捜査所属」という。）と連絡対象者の居住地を管轄する警察署が異なる場合の被害者連絡は、原則として、捜査所属が担当するものとする。この場合において、関係する所属は、緊密な連携を図り、確実な被害者連絡の実施に配意するものとする。

第７　被害者訪問

1　訪問対象者

被害者訪問の対象者（以下「訪問対象者」という。）は、連絡対象者のうち被害者訪問を要望した者とする。

2　地域課実施責任者への依頼

訪問対象者が警察署地域課の主管する事件以外の被害者等である場合は、警察署地域課の実施責任者（以下「地域課実施責任者」という。）を除く事件主管課実施責任者等は、当

該訪問対象者の要望に基づき地域課実施責任者に対し、被害者訪問を依頼するとともに、捜査状況等被害者訪問に必要な情報を提供するものとする。

3　総括責任者への報告

連絡担当者は、埼玉県警察情報管理システムによる苦情・警察安全相談等情報管理業務実施要領（平成13年埼例規第83号・広報）に規定する苦情・警察安全相談等情報管理業務又は埼玉県警察情報管理システムによる人身安全関連事案管理業務実施要領（令和３年人対第249号。以下「人安要領」という。）に規定する人身安全関連事案管理業務に必要な事項を登録し、当該訪問対象者の要望等を内容とする管理票（埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）別記様式第１号）又は人身安全関連事案措置票（人安要領別記様式第２号）を作成するとともに、総括責任者に報告するものとする。

4　被害者訪問担当者の指定

地域課実施責任者は、その都度地域課に属する警察官の中から被害者訪問担当者（以下「訪問担当者」という。）を指定し、事件主管課実施責任者等から提供を受けた情報等をもとに被害者訪問の実施に際して必要な指示を行うものとする。

5　実施内容

被害者訪問は、訪問対象者の居住地を管轄する警察署（以下「訪問対象者居住地管轄署」という。）において実施するものとし、原則として、訪問担当者が当該住居地を訪問し、面接することにより行い、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導等を行うとともに、各種相談に対応するなどの支援活動を行うものとする。

6　実施時期

被害者訪問の実施時期は、訪問対象者の要望を踏まえた上で定めるものとし、訪問対象者から特段の要望がない場合は、原則として１か月に１回程度実施するものとする。

なお、初回の実施からおおむね２か月を経過した時点で、訪問担当者は訪問対象者の意向を確認し、被害者訪問の終了について訪問対象者の同意が得られた場合には、地域課実施責任者は、総括責任者の承認を経て、被害者訪問を終了するものとする。

7　実施結果の報告

訪問担当者は、前記４の指定を受けた場合は、速やかに被害者訪問を実施することとし、実施結果について、管理票又は人身安全関連事案措置票を作成して総括責任者に報告するものとする。

また、訪問対象者が警察署地域課の主管する事件の被害者等である場合を除き、地域課実施責任者を経て事件主管課実施責任者等に連絡するものとする。

８　留意事項

(1)　被害者訪問を実施するに当たっては、地域課実施責任者から受けた指示（被害者等からの要望、被害者等の状況、連絡の際の留意事項等）を踏まえ、訪問対象者の心情等を害することのないよう、言動に十分留意すること。

(2)　捜査所属と訪問対象者居住地管轄署が異なる場合は、捜査所属の総括責任者は、訪問対象者居住地管轄署の総括責任者と必要な調整を図るとともに、管理票又は人身安全関連事案措置票による相互の情報共有を確実に行うものとする。

(3)　訪問対象者居住地管轄署が他の都道府県警察の警察署（以下「他都道府県警察署」という。）である場合は、捜査所属の総括責任者は、当該他都道府県警察署長と連携を密にし、必要な調整及び情報共有を行うものとする。

第８　犯罪被害者支援活動の中止

１　犯罪被害者支援活動の中止の決定

事件主管課実施責任者等は、次に掲げる場合は、総括責任者の承認を得た上で、犯罪被害者支援活動の中止を決定することができる。

(1)　支援対象者が犯罪被害者支援活動を拒否した場合

(2)　その他犯罪被害者支援活動を継続することが適当でないと認められる場合

２　犯罪被害者支援活動の中止に係る措置

連絡担当者、訪問担当者等は、前記１により犯罪被害者支援活動を中止した場合は、その理由を内容とする経過票、管理票又は人身安全関連事案措置票を作成しておくものとする。

第９　警察本部等との連携等

１　警務部警務課との連携

総括責任者は、犯罪被害者支援活動を実施するに当たっては、警務課長と連携して行うものとする。この場合において、犯罪被害者支援活動の管理、調査等を行うために必要があ

るときは、警務課長は、総括責任者に対し、実施状況等に関する報告を求めることができる。

なお、支援対象者に対するカウンセリング等の被害者支援が必要であると認めたときは、警務課長に対し、警務部警務課犯罪被害者支援室員の派遣を要請するものとする。

２　本部事件主管課との連携

総括責任者は、犯罪被害者支援活動の実施状況等を適宜把握し、及び管理することとし、必要に応じて、警察本部の事件主管課長（以下「本部事件主管課長」という。）に対して実施状況等を報告するものとする。この場合において、本部事件主管課長は、実施状況等に関して必要な指導又は助言を行うものとする。

３　早期援助団体との連携及び配慮

警務課長及び総括責任者は、犯罪被害者支援活動を行う場合は、積極的に早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第１項の規定により指定される犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下同じ。）と連携するほか、早期援助団体が被害者等に対する支援を適正かつ確実に実施できるよう、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1)　相談業務等の円滑な運営を図るため必要な知識又は技術の提供

(2)　その他早期援助団体の業務の円滑な運営を図るために必要な便宜の供与

第 10　事務処理

この要領における事務処理は、鉄警隊にあっては特務係、高速隊にあっては事件捜査を担当する係、本部事件主管課にあっては事件捜査を担当する係、警察署にあっては警務課において行うものとする。ただし、被害者連絡及び被害者訪問の事務処理にあっては、事件捜査を担当する課（係）においてそれぞれ行うものとする。

実施日

この通達は、平成 20 年３月１日から実施する。

実施日（平成 20 年３月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。

実施日（平成 20 年６月 25 日務第 1935 号）

この通達は、平成 20 年７月１日から実施する。

実施日（平成20年７月２日交捜第427号）

この通達は、平成20年７月15日から実施する。

実施日（平成20年９月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月１日から実施する。

実施日（平成22年２月22日務第386号）

この通達は、平成22年３月１日から実施する。

実施日（平成26年５月19日交捜第773号）

この通達は、平成26年５月20日から実施する。

実施日（平成26年８月11日務第1807号）

この通達は、平成26年８月11日から実施する。

実施日（平成29年８月３日刑総第1322号）

この通達は、平成29年８月３日から実施する。

実施日（平成31年３月29日務第827号）

この通達は、平成31年４月１日から実施する。

実施日（令和３年３月30日務第670号）

１　この通達は、令和３年４月１日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和３年９月７日務第1617号）

この通達は、令和３年９月16日から実施する。

実施日（令和３年12月28日務第2400号）

この通達は、令和４年１月11日から実施する。

実施日（令和５年３月14日務第577号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

【様式別表省略】